

Q

これまで「発明受付」、「出願手続」、「報奨金」、「中間処理」、「登録」、「権利維持」などの管理はすべて表計算ソフトを使って管理していたが、処理件数が増えてきた。

効率的かつ正確に知的財産を管理するシステムを導入できないだろうか。

1. 知的財産の管理の重要性

企業における知的財産の管理には、「発明受付」、「出願手続」、「報償金」、「中間処理」、「登録」、「権利維持」など各段階で様々な業務が存在する。さらに、外国出願案件を管理する場合には、各国の制度に基づく手続期限や、各国特許庁への納付手数料の把握や現地代理人費用の管理も必要となる。

管理件数が増えれば、担当者の作業工数の増加により、人手不足の問題や作業ミスなどが生じる恐れがある。期限管理の入力ミスや案件の取り違いなどにより手続期限を超過してしまうと、知的財産に関する権利が消滅してしまうことにもなりかねない。

2. 知的財産管理システムとは

知的財産管理システムは、企業が知的財産の管理や知的財産に関する様々な社内業務の管理を一元的に行うためのシステムであって、主に以下の3つの基本機能を備える。

知的財産管理システムの基本機能		
<p>【ファイル共有機能】</p> <p>業務に必要な書類や情報を各自の端末で確認することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術書類 ・審査包袋 ・社内関連資料 	<p>【期限管理機能】</p> <p>各自の担当案件の状況をシステム上で照会して業務の期限を把握することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁手続期限 ・社内期限/対外期限 ・進捗管理 	<p>【ワークフロー機能】</p> <p>各種手続きの要否などの承認手続きや、意思決定を効率的に行うことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利取得手続の承認 ・権利維持の要否判断 ・案件の価値評価
知財業務の一元管理		

【6.5.7】知的財産管理クラウドサービス

【ファイル共有機能】

・社内で作成された技術書類（発明開示書や製品仕様書など）、審査包袋（出願書類および中間処理の手続書面など）、社内の知財関連資料（発明者報償や契約に関する社内書類や企業の知的財産権に関する契約書面や資料）を保存し、共有する機能

【期限管理機能】

・保有する各知的財産の権利取得や維持に必要な手続期限の管理や、社内業務、対社外（協力事務所への依頼、指示など）の業務期限を設定し、各担当者の作業の進捗を管理する機能

【ワークフロー機能】

・知的財産の権利取得の手続きや権利維持の要否などに関して、各知的財産案件の関係部署での評価や判断に基づき、社内決定を行う機能

上記の基本機能を利用するメリットとして以下のような点が挙げられる。

・知的財産管理システムの導入により、業務に必要な書類や情報を電子化し、さらに共有することで作業工数の軽減、人手不足の解消につながる

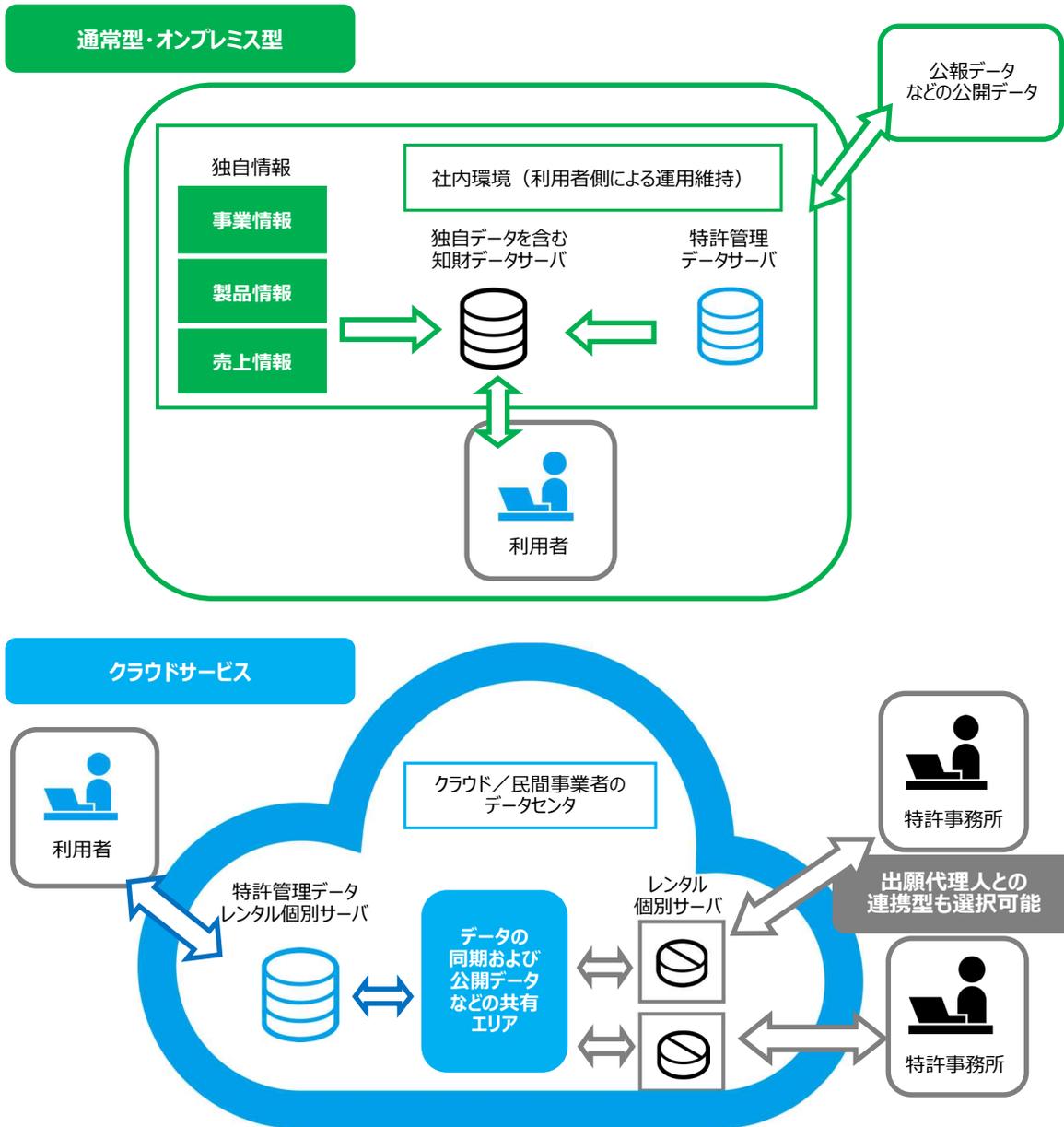
・社内外の手続きに関する期限管理を一元的に行うことができるため、指示ミス、作業ミス発生のリスクを軽減することができる

・各種社内申請や手続きをシステム上で行うことができるため、地理的な制約を排除し、効率的かつ迅速に意思決定を行うことができる

しかし、多くの場合、知的財産管理システムの導入には、構築に時間がかかることに加え、サーバなどのハードウェア費用や、運用、維持管理費など、高額な費用が発生する。

3. 知的財産管理クラウドサービスとは

近年、クラウドサービスの知的財産管理システムが登場しており、自社でのシステム構築が不要で、導入・運用コストの削減が可能となっている。以下に、提供されているクラウドサービスの概略と導入のメリットを紹介する。



クラウドサービスは、メンテナンスやソフトウェアのバージョンアップなど、システム運用自体の保守がユーザー側では不要となり、一定水準の情報セキュリティを確保できるメリットがある。また、サーバやソフトウェアなどの独自設置や開発などの初期投資を必要としないことから、規模の小さい企業でも導入しやすい。

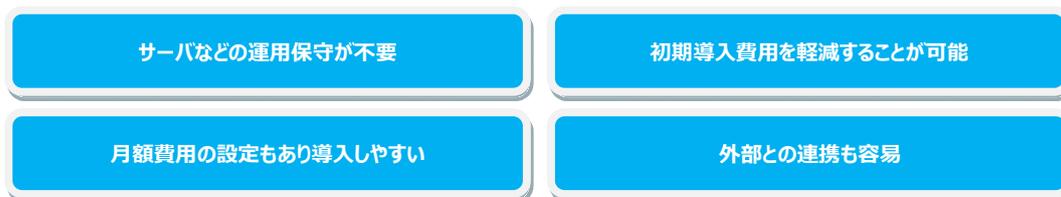
さらに、このようなクラウドサービスは、主に月額費用として管理件数に応じて料金が設定されるものが多く、仮に管理件数が増加しデータ容量が急増しても利用料金の変更のみで対応できるため、オンプレミス型（自ら購入もしくはリースしてサーバを設置し、管理運用するシステム形態）のシステムと比較するとシス

テム変更などへの対応が容易である。

また、クラウドサービスの場合、インターネット経由で海外拠点や外部の特許事務所などの提携先とシステム内でのデータ授受において、新たなサーバや回線の設置などもなく、より低コストで連携することができる。

例えば、特許事務所など出願代理人が出願人に代わって各種データの入力（代行入力、連携機能）を行うことができ、同一データを出願人や代理人がそれぞれ異なるシステムに入力する重複作業を排除することを可能とし、リアルタイムな情報共有をすることができる。情報共有することで得られる業務の省力化や入力作業を確認作業の役割分担により得られるデータの正確性など業務効率や品質面でもメリットを有する。

クラウドサービスのメリット



知的財産管理システムの導入により、より効率的で正確な知的財産の管理を行うことが可能である。また、知的財産管理クラウドサービスの登場によって、システム導入のハードルがさらに下がってきている。

これまで表計算ソフトによって人手で知的財産権の管理を行ってきたとしても、継続的に知的財産の権利の取得や活用を考える企業であれば、知的財産管理システムの導入をお奨めする。知的財産管理システムを導入することで、システムの基本機能で紹介したような観点から効率性、正確性を実現できる。中でもクラウドサービスを利用すれば、費用を最小限に抑えられ、短期間で、より容易にシステムを導入することができるため、上記のような企業には適している。

Point

知的財産管理システムを利用して効率性、正確性の高い管理を実現できる。また、クラウドサービスを利用することで、費用を最小限に抑えられ、短期間でより簡単に導入することができる。